下田市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

下田市は、市域北部は天城山系から連なる山並みがあり、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、減少等による耕作放棄が増加することで、多面的機能の低下が懸念されていることから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、山間部においては、法第3条第3項第1号、第2号に掲げる事業とともに、 同項第3号に掲げる事業も併せて推進し、有機農業を含む環境負荷の軽減に配慮した農業の 生産方式の普及を図ることとする。また、平野部においては同項第1号及び第3号に掲げる 事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する 事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
山間部	法第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業
平野部	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、 別紙のとおりとする。

促進計画(別紙)

- 1.法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、次のとおり定める。
- (1)対象農用地の基準
 - 1)対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす 農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分 が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行 われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している 農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができ る。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。 ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

山村振興法、半島振興法で指定された下田市全域

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上 勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回って も、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく、かつ、草地率が70%以上の地域の草地
- 2)その他留意すべき事項
 - ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。
 - (ア) 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。
 - (イ) 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、既耕作放棄地を復旧又は 林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。 なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地に なると見込まれる植林がなされるものとする。(「林地化」については以下同じ。)。
 - (ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既耕作放棄地(協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの)についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。
 - イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、林地化するための準備を行い、植林することが集落協定にあらかじめ位置付けられている農地について、交付金の交付の対象とする。

ウ 自然災害を受けている農用地については、復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定 に位置づけられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置づけることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

- エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公 共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地 については交付金の交付対象としない。
- オ 集落協定にあらかじめ位置づけられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。
- カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者(農作業受託を行う場合は受託者)を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。